

## 「無知の恥」 いい加減にせえーよ!!

ちなみに、「無知の恥」の恥は、本来は知が正解だと思いますが、あえて、無知で恥ずかしいとの意味合いを込めて「恥」としました。

知らなかったことにより、私達が、JR東海会社に完全に馬鹿にされていたことがわかりました。

以下の判決をみたら、新幹線乗務員の「空白」勤務指定も、「勤務日5日前の日別勤務指定により勤務を確定する」という会社の主張も、デタラメで、労基法違反であることが明らかです。

### 「JR西日本事件」変形労働時間制に関する判決(2001.5.30 広島地裁)

労基法第32条の2に基づく1ヶ月単位の変形労働時間制は、事業の性質からくる労働力の不均等配分の必要性を充たすとともに、他方では、これにより労働者が規則正しい日常生活が乱されて健康を害したり、余暇時間や私生活の設計を困難にされる労働者の生活上の不利益を最小限にとどめるように配慮し、**各勤務時間については変形期間開始前にあらかじめ「特定する」こととなっている**。ことを、判決のなかで明示しています。

### 「JR東日本事件」(2000.4.27 東京地裁)

「1ヶ月単位の変形労働時間制(労基法第32条の2)においては、使用者が日又は週につき法定労働時間(労基法第32条「一日8時間、週40時間以内」)を超えて労働させることが可能になるため、労働時間の過密な集中を招くおそれがあり、労働者の生活に与える影響が通常の労働時間の場合に比して大きいことから、**各日及び各週の労働時間をできる限り具体的に特定させること**によって、労働者の生活設計に与える不利益を最小限にとどめる必要がある」との内容が、判決で明示されています。